

(別表1)

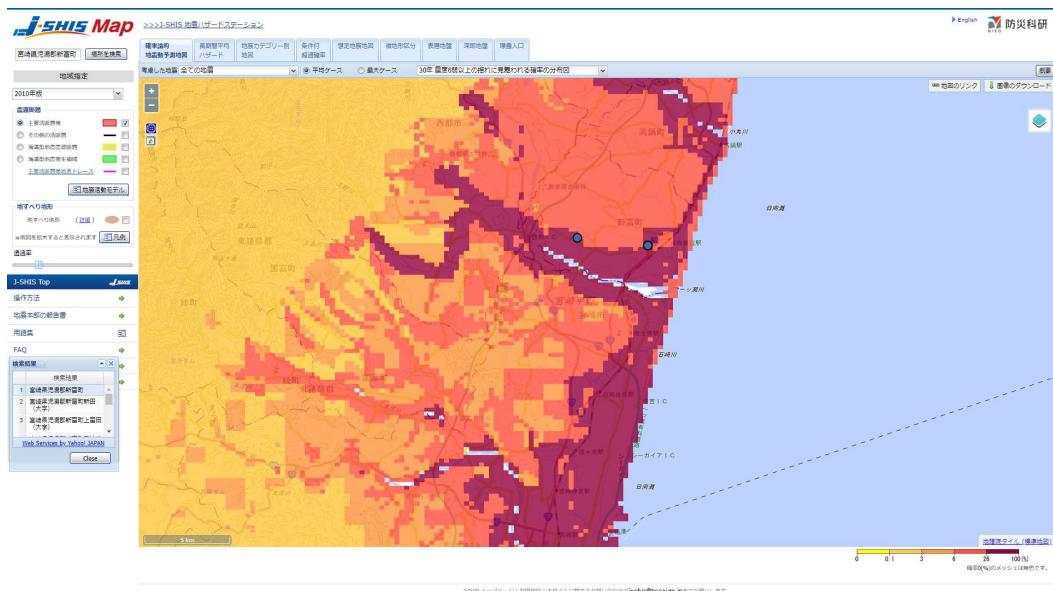
## 事業継続力強化支援計画

### 事業継続力強化支援事業の目標

#### I 現状

##### (1) 地域の災害等リスク

###### (地震及び津波：J-SHIS、宮崎県)

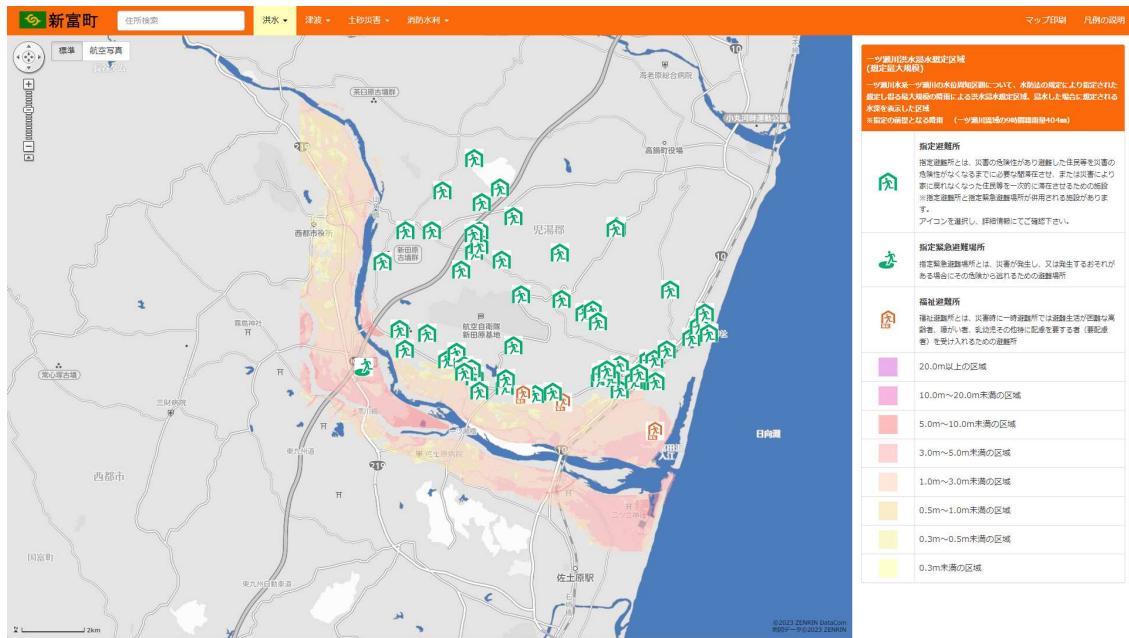


地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で町中心部及び一つ瀬川流域を中心に26%以上の確立で発生すると言われている。

南海トラフ沿いで発生する地震について、宮崎県が令和2年度に改定した「宮崎県地震・津波及び被害の想定について(想定ケース①冬深夜)」によると、南海トラフで科学的に考えられる最大クラスの地震が発生した場合、新富町では最大震度7、津波高の最大値10m、津波到達時間の最短値21分、浸水面積610haと想定されている。また、その被害想定は、死者約250人、負傷者約530人、避難者約10,000人、全棟・焼失約2,000棟、半壊約1,900棟となり、町民生活・経済活動に極めて深刻な影響が生じることが予想されている。

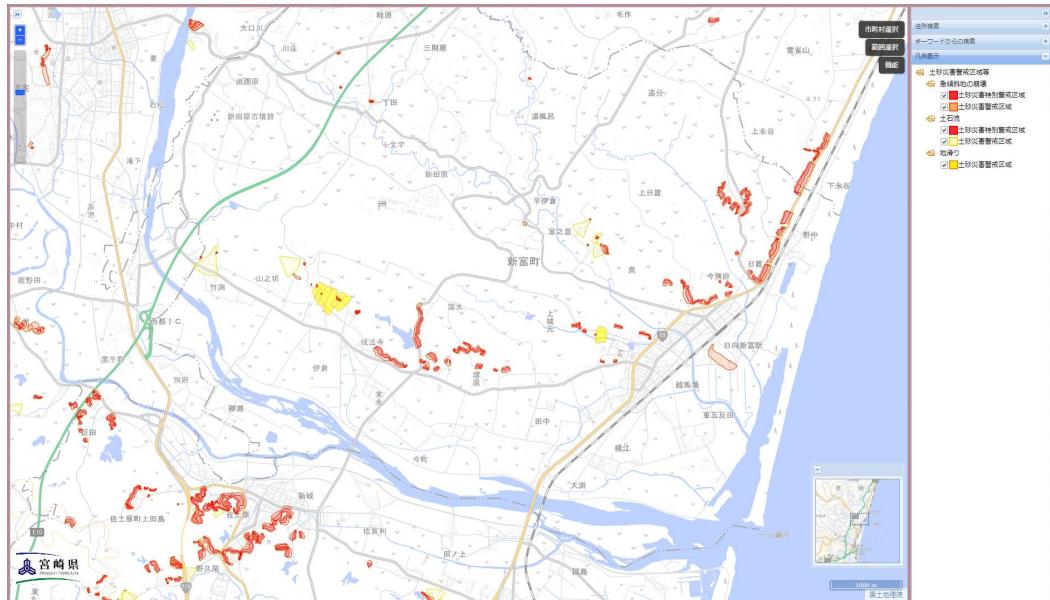
また、日向灘を震源とする日向灘地震について、新・宮崎県地震減災計画（R2改訂版）によると、新富町では最大震度6強、津波高約5m、津波到達時間の最短10分以内とされており、南海トラフ沿いの最大想定規模の被害より少ない結果であるが、震源が近いことから揺れによる被害、短時間で津波が襲来する恐れがあり、本町経済に著しい影響を与えることが考えられる。

## (洪水：ハザードマップ)



新富町内の河川では、一つ瀬川の洪水浸水想定区域が指定されており、想定最大規模の洪水浸水想定では、一つ瀬川河口流域で 5 m ~ 10 m 未満の区域があるほか、町南部の広範囲において 3 m ~ 5 m 未満の区域が想定されている。その中には県北地域と県都宮崎市を結ぶ主要幹線道路である国道 10 号線も含まれており、産業や沿道住民の生活に著しい影響を与えることが考えられる。

## (土砂災害：宮崎県土砂災害警戒区域等マップ)



新富町内には、多くの土砂災害警戒区域が指定されており、土石流 5 箇所、急傾斜の崩壊 62 箇

所、地すべり 2箇所存在している。市街地区域や主要幹線道路近くにも多くの高台があり、避難場所として指定されている一方で、土砂災害が生じるエリアが点在している。

#### (感染症)

これまでの季節型インフルエンザや 10~40 年周期で出現する新型インフルエンザに加え、新型コロナウイルス感染症により、新富町において多くの市民の生命や健康に多大な影響を与えてきている。

新型コロナウイルス感染症やそれに派生した感染力の強いオミクロン株の影響により、感染者のみならず、濃厚接触者となり、入院や自宅待機などを余儀なくされるケースが増加している。これにより、町内の事業者の事業継続に大きな支障を与えている。

平時における基本的な感染防止対策をはじめとする「業種別ガイドライン」の遵守、テレワークの推進を行うとともに、各事業所における B C P の策定・実行が不可欠である。

#### (サイバーリスク)

企業をはじめ、各種団体・事業者等で取り組まれている業務やサービスは、今やあらゆる面で I T / I C T 技術には成り立たない状況にある。これら I T / I C T サービスを支えるインフラやネットワークに甚大な障害が発生した場合、事業者が事業を継続することは不可能になる。また、I T / I C T の流れは不可逆的であり、今後更に進化していくことが予想される。この環境下において、あらゆる業種・あらゆる事業へのサイバー攻撃をはじめとしたサイバーリスクは増加の一方向であり、新富町における事業者もその例外ではない。

こうした、サイバーリスクに関して事前に最新情報※入手し、サイバーリスクに備えるとともに、事後の B C P を平時に作成することは不可欠な状況である。

※最新情報の入手方法として「Tokio Cyber Port」の活用が有効である。

URL : <https://tokiocyberport.tokiomarine-nichido.co.jp/cybersecurity/s/>

### (2) 商工業者の状況（令和5年4月1日時点）

#### ・商工業者数・小規模事業者数

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地等）
建設業	98	96	町内に広く分布している
製造業	58	42	町内に広く分布している
卸売業	10	8	町内に広く分布している
小売業	111	97	町内に広く分布している
飲食店・宿泊業	60	57	市街地に多く分布している
サービス業	159	120	町内に広く分布している
その他	41	28	町内に広く分布している
合計	537	448	

### (3) これまでの取組

#### (1) 新富町の取り組み

○新富町地域防災計画の策定、防災訓練の実施

- 防災、感染症等対策備品の備蓄
- 新富町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- 民間企業との災害時連携協定

## (2) 当会の取り組み

- B C Pに関する国の施策の周知
- 事業所の事業継続力強化計画の策定支援
- 支援機関や損保会社等が主催する事業者B C P策定セミナーの案内

## II 課題

現状では、管内事業者の多くは自然災害等による緊急時の取組について漠然的な計画にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。更には、事業者に対して保険・共済に対して助言を行える経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹 底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛 生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

## III 目標

- 地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- 発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、本会と新富町との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には、速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他 ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに宮崎県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### 1. 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和6年4月1日～令和11年3月31日

### 2. 事業継続力強化支援事業の内容

当会と新富町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

#### (1) 事前の対策

##### ア 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- 会報や町広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- 事業継続の取組に関する専門家を招聘し、小規模事業者に対する普及啓発セミナーを開催もしくは共催し、行政の施策の紹介、損害保険・共済の紹介等を実施する。
- 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、小規模事業者に対し常に最新の正しい情報を入手し冷静に対応することを周知する。
- 小規模事業者に対し事業者BCPの策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。連携する損保会社が提供する「中小企業・小規模事業者のための事業継続計画（BCP）」等を活用しBCP作成を支援すると共に、「ビジネス総合保険」等への加入を促進し、事業者のリスクファイナンスを実現する。本商品は現段階において感染症に対するリスクファイナンスも実現可能となっている。

##### イ 商工会自身の事業継続計画の作成の有無

令和6年度にBCP計画を策定予定

##### ウ 関係団体との連携

- 連携する損保会社に専門家派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナー や損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

##### エ フォローアップ及び事業の評価

- 当会と新富町は、新富町事業継続力強化支援計画を各ホームページへ掲載する。
- 毎年度、新富町事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、新富町）を年1回開催し、事業者のBCP等の取組状況の確認や改善点等について協議する。

## **オ 当該計画に係る訓練の実施**

自然災害（震度6強程度の地震）が発生したと仮定し、新富町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

### **(2) 発災後の対策**

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関と連携する。

#### **ア 応急対策の実施可否の確認**

- 発災後2時間以内に職員の安否確認を行う。（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と新富町で共有する。）
- 町内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- 感染者流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」等が出た場合は、新富町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

#### **イ 応急対策の方針決定**

- 当会と新富町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に勤務する。
- 職員全員が被災する等により応急対策が出来ない場合の役割分担を決める。
- 大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。

（例：被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内の10%程度の事業者で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており確認ができない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内の1%程度の事業者で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内0.1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報がない</li></ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

- ・本計画により、当会と新富町は以下の間隔で被害や感染情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	2日に1回共有する
1ヶ月以降	状況に応じて協議する

○感染症に関しては、新富町で取りまとめた「新富町新型インフルエンザ等対策行動計画（平成26年8月）」を踏まえ、当会と新富町は必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等、体制維持に向けた対策を実施する。

### (3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

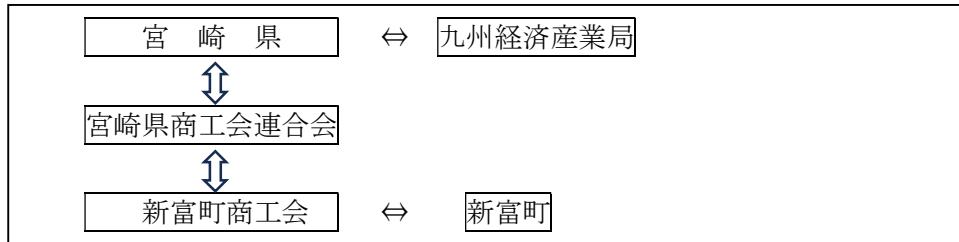
- 自然災害等発生時に、地区内の事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- 自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。
- 自然災害等による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- 当会と新富町が共有した情報を、宮崎県の指定する様式3「被害状況内訳書」に記載し、当会により（商工会の場合は県商工会連合会を通じて）宮崎県商工政策課へ報告する。
- 「被害状況内訳書」による報告が出来ない場合は、電話又はFAX等により報告又は情報共有を行う。
- 感染症流行の場合、国や宮崎県等からの情報や方針に基づき、当会と新富町が共有した情報を宮崎県の指定する方法にて宮崎県へ報告する。

【様式3】 被 害 状 況 内 訳 書				
【令和 年 月 台風 号】		団体名		
令和 年 月 日現在		担当課・担当者名		
電話番号		FAX番号		
企業等の名称	業種別	被害状況	被害額(千円)	備考

※ 業種別の欄については、次の区分を参考にして当てはまるものをリストから選択してください。

商業	卸売業、小売業、飲食業
工業	製造業
その他	①紙業、建設業、運輸・通信業、サービス業、上記の商業・工業に該当しないもの ②観光施設等の被害報告があった場合は、その他に含めてください。

※ 被害状況については、全壊・半壊・床下浸水・床上浸水・商品流出・機械設備被害など、被害状況を記載してください。  
※ 被害割については、分かかる範囲で記載してください。不明の場合は記載不要です。



#### **(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援**

- 相談窓口の開設方法について新富町と相談する（当会は国の依頼を受けた場合は特別相談窓口を設置する）。
- 安全性が確保された場所において、相談窓口を設置する。
- 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- 応急時に有効な被災事業者施策（国、県、町）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

#### **(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援**

- 宮崎県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を宮崎県に相談する。

※ その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに宮崎県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和5年9月現在)

(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制等）

○新富町商工会

事務局長 1名  
法定経営指導員 2名  
経営情報支援員 3名

連携・連絡調整

○新富町 産業振興課

連携・確認

○新富町 総務課 危機管理係

(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

名称	職種	氏名	連絡先
新富町商工会	経営指導員	黒田 晃広 松本 舜	後述(3)①参照

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

新富町商工会

〒889-1414 児湯郡新富町富田南1丁目112番地2

電話：0983-33-1231 FAX: 0983-33-1232

メール：[shintomi@miya-shoko.or.jp](mailto:shintomi@miya-shoko.or.jp)

②関係市町村

新富町役場 産業振興課

〒889-1493 児湯郡新富町大字富田7491

電話：0983-33-6029 FAX: 0983-33-4862

メール：[kikaku\\_g@town.shintomi.lg.jp](mailto:kikaku_g@town.shintomi.lg.jp)

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
必要な資金の額	100	100	100	100	100
・セミナー開催費	50	50	50	50	50
・広報費	30	30	30	30	30
・会議費等	20	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、事業収入、新富町運営補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
東京海上日動火災保険株式会社 宮崎支店 宮崎市広島2-5-11 東京海上日動ビル 宮崎支店長 平澤 宏基
連携して実施する事業の内容
1. BCP策定セミナーの共催 2. リスク認識やBCP関連情報の提供 3. 事業者のBCP作成支援 4. 事業者へのリスクファイナンスの提供
連携して事業を実施する者の役割
1. セミナーの企画・運営や講師の派遣 2. リスク実態やBCP情報が記載されたツールの提供 3. BCPを作成するツールの提供と個別相談 4. 損害保険加入に関する相談、加入勧奨
連携体制図等
<p>連携 小規模事業者 支援</p> <p>新富町商工会</p> <p>東京海上日動火災保険株式会社 宮崎支店</p> <ul style="list-style-type: none"><li>セミナーの企画・運営、講師派遣</li><li>損害保険加入に関する相談、加入勧奨ほか</li></ul>

